

お知らせ

配布日時

平成26年5月26日
14時00分

件名

滋賀県道路メンテナンス会議を設立します
～滋賀県内のトンネル、橋梁等を計画的に点検・補修します～

概要

滋賀県内の道路構造物は、高度経済成長期に集中的に整備されており、それらが急速に老朽化していくことが確実なことから、今後これらの補修や更新を行う必要が急激に高まってくるが見込まれており、国、地方ともに厳しい財政状況にある中で、道路施設等の補修や更新にいかに対応していくかが、重要な課題となっています。

このような課題に対応するため、滋賀県内の道路施設の維持管理・補修・更新等を計画的・効率的に行うことを目的に、**高速道路、国道、県道、市町道の道路管理者からなる「滋賀県道路メンテナンス会議」**を設立し、滋賀県内のトンネル、橋梁等道路施設の予防保全・老朽化対策の強化を図ることとし、第1回会議を下記のとおり開催しますのでお知らせします。

記

1. 日時 平成26年5月28日(水) 13:30～15:30
2. 場所 国土交通省 滋賀国道事務所 3階会議室
(大津市竜が丘4番5号)
3. 取材 当日は傍聴席を設けております。撮影は会議冒頭あいさつまでとします。

取り扱い

資料配布先

滋賀県政記者クラブ

問合せ先

国土交通省 近畿地方整備局 滋賀国道事務所
TEL 077-523-1741(代) FAX 077-522-6824
副所長(管理担当) 古野 幸夫
管理第二課長 小西 昭裕

滋賀県 土木交通部 道路課
TEL 077-528-4134(直通) FAX 077-528-4903
課長補佐(保全担当) 清水 良幸

『道路メンテナンス会議』の設置について

地方公共団体の**三つの課題(人不足・技術不足・予算不足)**に対して、国が都道府県と連携して、支援方策を検討するとともに、それらを活用・調整するため、『**道路メンテナンス会議**』を設置

会議設置の背景

- 急速に進む施設の老朽化
- 国、地方とも厳しい財政状況の中、道路施設の補修や更新への的確な対応が必要
- 的確な対応を進めるために、国全体として実態の把握、計画的な補修・更新が必要

会議の役割

- 道路法第28条の2(道路の管理に関する協議会の設置)に位置付け
- 各道路管理者が相互に連絡調整を行うことにより、円滑な道路管理を促進し、道路施設等の予防保全・老朽化対策の強化を図る

会議の内容(審議事項等)

- (1) 研修・基準類の説明会等の調整に関すること
- (2) 点検・修繕において、優先順位等の考え方に該当する路線の選定・確認に関すること
- (3) 点検・措置状況の集約・評価・公表に関すること
- (4) 点検業務の発注支援に関すること
- (5) 技術的な相談対応に関すること
- (6) その他道路の維持管理等に関して必要と認められる事項

会議の構成員等(案)

- 道路管理者
国、滋賀県、市町、NEXCO 等
- 会長 滋賀国道事務所長
- 事務局
滋賀国道事務所、滋賀県、NEXCO
- 技術相談窓口
滋賀国道事務所

参考: 近畿地整の取り組み

【継続中】

- 点検技術の普及
→ 講習会、合同点検など
- 重篤損傷への技術支援
→ 現地調査、対策方針への助言等
- 整備局策定の技術資料の情報提供(貸与)